

プレゼントありがとう!



レイクセブ町辺境のウボ民族とチボリ民族
4-6 歳児が学ぶ先住民族学校のクリスマス



2023年1月25日発行

NPO 法人ビラーンの医療と自立を支える会

(英文名略称・HANDS)

本部：〒227-0033 横浜市青葉区鴨志田町 516-11

TEL & FAX: 045-500-9151

E-mail: hands-mindanao@nifty.com

<http://hands-mindanao.a.la9.jp/>

郵便振替口座 00210-5-72693

加入者名：ビラーンの医療と自立を支える会



ミンダナオ島先住民族に関わる活動を振り返る

— 「先住民族の日感謝祭」報告を受けて —



「Indigenous People's Day/先住民族の日感謝祭祝いました！」前号で紹介の村創立記念に続き、バラングイ役場の書記ミエルナからポスター他報告が届きました。

果として、私たちの協働相手も、教育を受けたチボリ民族の学長や教師からなるSCM学校法人/SCMSIであったり、ビラーンの村ボルールは、住民組合TBA、また同じく先住者であるモロ民族の場合は、ナプサさん率いるPIHS等となりました。この様に先住民族からなる組織をパートナーとした教育、医療、収入向上の事業実施となっています。

フィリピンの「先住民族の日」は、国連が2007年の「先住民族の権利宣言」採択の折に定めた世界の先住民族の日と同じ8月9日ですが、ボルールではその感謝祭ということで10月末にイベントを開催したようです。過去にも「先住民族の日」報告はありましたが、当時はカトリックミッションCMIP主催で、会場も街中の教会施設でした。「ビラーンダンスの踊り手として選ばれたハイスクール奨学生が出演を嫌がった」と聞いたこともあります。CMIPの寮から町の公立ハイスクールに通っていた男子生徒で、ビラーン民族と知られたくないというのが理由でした。今回届いたポスターには、コ罗纳ダル市先住民族局及びバラングイ役場主催とあります。

一方で、アキノ政権下1987年に制定された憲法に明記の先住民族の権利は、左欄のように法整備が進み、現地行政機関でも、「先住民族の日」のイベント主催に見るように、少なくとも先住民族固有の文化を尊重する施策は増えているようです。例えば、チボリ民族の町レイクセブ、ビラーン民族のボルールなど先住民族地域を含むサウスコタバト州創立を記念して7月に開催の「ティナラクフェスティバル」は、民族色豊かな祭典として毎年大変にぎわっています。以上のように、先住民族の貴重な伝統文化の保存継承に関する行政の姿勢は評価できます。しかし、先祖伝来の地として使用権を認められた山腹斜面で、教育費等を賄える収入を上げるのは難しい中、この種の行政によるサポートは十分ではなく、プランテーション企業に土地を貸してしまうケース等をよく聞きます。



フィリピンにおいては上記国連宣言の10年前、1997年には「先住民族権利法」が制定され、その実施機関、国家先住民族委員会/NIPCも発足しました。一方、先住民族の文化継承や鉱山及びプランテーション開発から先祖伝来の地を守ること、さらに教育の重要性を伝え、その機会を提供するなど「先住民族の権利を守り支援する活動」は、すでに1960年代からカトリックミッション等が担っていました。

私たちとしては、これまでと同様に、ビラーンやチボリ民族の村、特により辺境にある地域を中心に、環境保全や持続可能な収入向上に有効なアグロフォレストリー等について、過去の事業の成果を確認する他、小規模でも引き続き支援できたらと思います。

1980年に始まったレイクセブ町のチボリ民族を対象とするJOFPAの活動、また、1996年にビラーン民族の医療支援から始めた私たちHANDSも、その協働相手はそれぞれ、カトリック宣教団であるサンタクルスミッション/SCM、及び、ビラーンカトリックミッション/CMB(現CMIP)でした。

なお、年末に参加したオンライン勉強会では、北部ルソン島先住民族の村における鉱山開発に関わる人権侵害の事例報告がありました。私たちが関わる地域でも過去には似た事例もあり、関心を持ち続ける必要を感じました。(山崎)

日本の市民によるレイクセブ町のチボリ民族支援は43年、ビラーンやマノボ民族地域の支援も27年目に入りました。その成